

令和8年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
1	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
2	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
3	杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則
4	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
5	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
6	杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
7	杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則
8	杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則
9	杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
10	杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第1号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表庶務課の項を次のように改める。

教育総務課

庶務係

教育企画担当係長（3）

学校ICT係

第2条の表教育人事・指導課の項中 「人事企画担当係長」を「人事企画担当係  
学校問題対応支援係」を「教職員厚生係  
学校問題対応支

長

に改め、同表学務課の項を削り、同表特別支援教育課の項を次のように改め  
援係」

る。

多様な学び支援課

管理係

相談事業係

教育・就学相談担当係長（2）

学びとつながり推進係

学びとつながり推進担当係長

学びの多様化学校設置準備担当係長

第2条の表学校整備課の項中「学校整備課」を「学校運営課」に、「教育施設計  
画推進担当係長（3）」を「教育施設計画推進担当係長（4）」に、「教育施設整  
備係」を「教育施設整備係  
経理係」に改め、同表学校支援課の項を削り、同項の次に次の

ように加える。

学務課

学事係

就学奨励担当係長

保健給食係

学校給食費担当係長

公会計化準備担当係長

児童健康支援担当係長

第2条の表生涯学習推進課の項中「生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に改め、同項に次のように加える。

地域・学校協働係

教育連携担当係長

事業調整担当係長

部活動改革担当係長

子どもの居場所づくり担当係長

学校開放担当係長

第3条第1項中「（以下「事務局次長」という。）」を削り、同条第6項、第7項及び第9項中「事務局次長」を「次長」に改め、同条第12項中「特別支援教育課」を「多様な学び支援課」に改め、同条第13項中「学校支援課及び生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に改める。

第4条第1項、第2項、第4項及び第6項中「事務局次長」を「次長」に改め、同条第9項中「教育人事・指導課の事務に係る」を削り、同条第10項中「教育人事・指導課及び特別支援教育課の事務に係る」を削る。

第5条の表庶務課の部中「庶務課」を「教育総務課」に改め、同部庶務係の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同部法規担当係長の項を次のように改める。

教育企画担当係長

- (1) 教育振興基本計画等に関すること。
- (2) 教育施策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (3) 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。

- (4) 教育委員会に係る広報等に関する事。
- (5) 教育委員会関係条例・規則等に関する事。
- (6) 学校法律相談に関する事。
- (7) 教育行政に係る法規の調査及び解釈に関する事。
- (8) 教育委員会に対する不服申立て等に関する事。
- (9) いじめ問題対策委員会に関する事。
- (10) 新しい学校づくりに関する事。
- (11) 小中一貫教育の推進に関する事（他の課に属するものを除く。）。
- (12) 学びのプラットフォームに係る総合調整に関する事。
- (13) 特命事項に関する事。

第5条の表庶務課の部計画担当係長の項から教職員係の項までを削り、同部学校ICT係の項第4号を次のように改める。

- (4) 教職員のICT活用に係る研修等能力開発に関する事（他の課、係等に属するものを除く。）。

第5条の表庶務課の部学校ICT係の項第5号中「における」を「及び教育委員会の」に改める。

第5条の表教育人事・指導課の部人事企画担当係長の項の次に次のように加える。

#### 教職員厚生係

- (1) 区立学校に勤務する職員（教職員を除く。第4号において同じ。）の身分取扱いに関する事。
- (2) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の給与等に関する事。
- (3) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の公務災害等に関する事。
- (4) 区立学校に勤務する職員の研修に関する事。
- (5) 区立学校に勤務する職員の被服貸与に関する事。
- (6) 区立学校の労働安全衛生に関する事。
- (7) 教職員住宅の管理に関する事。

第5条の表学務課の部を削り、同表特別支援教育課の部中「特別支援教育課」を「多様な学び支援課」に改め、同部計画係の項中「計画係」を「管理係」に改め、同項の次に次のように加える。

#### 相談事業係

- (1) 教育相談事業の企画、調整及び運営に関すること（他の係等に属するものを除く。）。
- (2) 教育相談室に関すること。

第5条の表特別支援教育課の部就学支援相談係の項中「就学支援相談係」を「教育・就学相談担当係長」に改め、同項第2号中「就学支援相談及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 教育・就学相談に関すること。
- (2) 教育・就学相談に必要な心理相談、知能検査等に関すること。

第5条の表特別支援教育課の部に次のように加える。

#### 学びとつながり推進係

- (1) 不登校対策の実施及び支援に関すること。
- (2) 不登校対策の企画及び調整に関すること。
- (3) 適応指導教室に関すること。

#### 学びとつながり推進担当係長

- (1) 区立学校における課題解決支援に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (2) 家庭訪問や関係機関（福祉・医療等）との協働支援に関すること。

#### 学びの多様化学校設置準備担当係長

- (1) 学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関すること。

第5条の表学校整備課の部中「学校整備課」を「学校運営課」に改め、同部教育施設計画推進担当係長の項第2号を削り、同部教育施設整備係の項第1号中「（営繕課に属するものを除く。）」を削り、同項第4号中「学校支援課」を「他の課」に改め、同部に次のように加える。

#### 経理係

- (1) 区立学校予算の令達及び経理事務等に関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。
- (2) エネルギー管理等の運用状況の把握及び調整等に関すること。

第5条の表学校支援課の部を削り、同部の次に次のように加える。

#### 学務課

## 学事係

- (1) 学齡児童・生徒の就学に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (2) 区立学校の通学区域に関すること。
- (3) 出席簿、卒業証書及び修了証書の様式に関すること。
- (4) 区立学校の学級編制に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (5) 校外教育（宿泊を伴うものに限る。）に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (6) 通学路の指定及び安全対策に関すること。
- (7) 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (8) 日本スポーツ振興センターの学校安全・災害共済に関すること。
- (9) 課内他の係等に属さないこと。

## 就学奨励担当係長

- (1) 児童・生徒の就学奨励に関すること。
- (2) 奨学資金に関すること。
- (3) 児童・生徒の選定療養費の補助に関すること。

## 保健給食係

- (1) 区立学校の保健衛生に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (3) 区立学校に勤務する職員及び指導主事の健康診断に関すること。
- (4) 健康教育の推進に関すること。
- (5) 区立学校の給食に関すること。
- (6) 食育の推進に関すること。

## 学校給食費担当係長

- (1) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

## 公会計化準備担当係長

- (1) 学校徴収金の公会計化に係る検討及び調整に関すること。

## 児童健康支援担当係長

- (1) 児童の健康教育に関すること。
- (2) 小児生活習慣病予防検診に関すること。

第5条の表生涯学習推進課の部中「生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に

改め、同部に次のように加える。

地域・学校協働係

- (1) 学校運営協議会に関すること。
- (2) 学校支援本部等の運営等に関すること。
- (3) 中学生レスキュー隊に関すること。
- (4) 学校サポーター等に関すること。
- (5) 家庭教育に関すること。
- (6) 青少年委員に関すること。
- (7) P T A等に関すること。

教育連携担当係長

- (1) 家庭・地域・学校の連携推進に関すること。

事業調整担当係長

- (1) 社会体育に係る区長の事務部局との連絡調整に関すること。

部活動改革担当係長

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 部活動の支援に関すること。

子どもの居場所づくり担当係長

- (1) 区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。

学校開放担当係長

- (1) 区立学校開放事業に関すること。
- (2) 区立学校施設の使用承認（短時間使用の場合に限る。）に関すること。
- (3) 学びのプラットフォームに関すること（他の課、係等に属するものを除く。）。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	担当事務
学校運営担当部長	学校運営課及び学務課が所掌する事務
共創教育担当部長	地域の学び推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務

別表第2に次のように加える。

学校問題支援担当課長	学校問題対応支援係が所掌する事務
学びとつながり担当課長	学びとつながり推進係、学びとつながり推進担当係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長が所掌する事務
地域・学校協働担当課長	地域・学校協働係、教育連携担当係長、事業調整担当係長、部活動改革担当係長、子どもの居場所づくり担当係長及び学校開放担当係長が所掌する事務

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第2号

杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会公印規則（平成31年杉並区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「杉並区教育委員会事務局庶務課長」を「杉並区教育委員会事務局教育総務課長」に、「庶務課長」を「教育総務課長」に改め、同条第2項中「庶務課長」を「教育総務課長」に改める。

第4条第2項、第9条第2項、第11条第2項、第12条第1項、第13条及び第14条中「庶務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表第1の1 杉並区教育委員会印の部1の項中「庶務課長」を「教育総務課長」に改め、同表2 専用杉並区教育委員会印の部5の項中「特別支援教育課事務」を「多様な学び支援課事務」に、「特別支援教育課長」を「多様な学び支援課長」に改め、同部中

同	同	学校運営協議会に関する事務その他の学校支援課事務専用	学校支援課長
同	同	区立学校に係る教育財産使用許可に関する事務その他の学校整備課事務専用	学校整備課長

を

削除			
----	--	--	--

てん書	方 2 1 ミリ メートル	区立学校に 係る教育財 産使用許可 に関する事 務その他の 学校運営課 事務専用	学校運営課長
-----	------------------	--	--------

に改め、同部 8 の項中

「生涯学習推進課事務」を「地域の学び推進課事務」に、「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改め、同表 3 杉並区教育委員会事務局印の部及び 6 杉並区教育委員会教育長代理印の部中「庶務課長」を「教育総務課長」に改め、同表 8 杉並区教育委員会事務局担当部長印の部中「学校整備課長」を「学校運営課長」に、「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改め、同表 2 4 附属機関代表者印の部中「庶務課長」を「教育総務課長」に、「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

別表第 2 中

「 5				「 5			
専	委	杉	特	専	委	杉	多
	員	並	別		員	並	様
	会	区	支		会	区	な
	印	教	援		印	教	学
用		育	教	用		育	び
			育				支
			課				援
							課

「 6				「 6			
専	委	杉	学	削			
	員	並	校	除			
	会	区	支	に、			
	印	教	援				
用		育	課				

「 7

専	委	杉	学
	員	並	校
		区	整
	会	教	備
用	印	育	課

」

を

「 7

専	委	杉	学
	員	並	校
		区	運
	会	教	営
用	印	育	課

」

に、

「 8

専	委	杉	生
	員	並	涯
		区	学
	会	教	習
用	印	育	推
			進
			課

」

を

「 8

専	委	杉	地
	員	並	域
		区	の
	会	教	学
用	印	育	び
			推
			進
			課

」

に改める。

第1号様式中「庶務課長」を「教育総務課長」に改め、第2号の2様式中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育総務課長」に改め、第4号様式中「庶務課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第3号

杉並区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則

杉並区いじめ問題対策委員会規則（令和7年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会事務局庶務課」を「杉並区教育委員会事務局教育総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

#### 杉並区教育委員会規則第4号

##### 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区教育財産管理規則（昭和58年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 学校運営担当部長 教育委員会事務局学校運営担当部長をいう。

第2条第2号中「学校整備・支援担当部長及び教育委員会事務局生涯学習担当部長」を「学校運営担当部長及び教育委員会事務局共創教育担当部長」に改める。

第4条第1項及び第2項中「学校整備・支援担当部長」を「学校運営担当部長」に改める。

第6条第2項中「教育委員会事務局学校整備課長」を「教育委員会事務局学校運営課長」に改める。

第7条第3項中「学校整備・支援担当部長」を「学校運営担当部長」に改める。

第8条第3項中「教育委員会事務局学校整備課長」を「教育委員会事務局学校運営課長」に改める。

第9条第1項及び第14条第2項中「学校整備・支援担当部長」を「学校運営担当部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第5号

杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館処務規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長」を「杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長」に、「生涯学習担当部長」を「共創教育担当部長」に改める。

第6条第1項中「生涯学習担当部長」を「共創教育担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第6号

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館運営規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長」を「杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第7号

杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立社会教育センター処務規則（平成元年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に、「杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課長」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課長」に、「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

#### 杉並区教育委員会規則第8号

杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則

杉並区立郷土博物館処務規則（平成元年杉並区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に、「杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課長」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課長」に、「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

第4条第1項、第2項及び第3項並びに第5条第1項中「生涯学習推進課長」を「地域の学び推進課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第9号

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区文化財保護条例施行規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第10号

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。